

令和4年6月10日

川崎市中央療育センターを御利用される皆様へ

川崎市中央療育センター
通所所長 小林 佳子

感染症についてのお願い

日頃より、川崎市中央療育センターの運営に御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、引き続き当センターを御利用される皆様に、新型コロナウイルス感染予防対策として、下記のとおり御協力をお願いいたします。

記

1、健康状態について

当センターは健康面に配慮の必要なお子さんも通う場ですので、日頃の体調を観察し、お子さんと保護者の方も無理のない来所を心掛けてくださいますようお願いいたします。

①朝、ご自宅にて来所予定のお子さんと保護者様の体温測定を行い、発熱(37.5℃以上)や風邪症状が認められる場合は来所をご遠慮ください。アレルギー性に伴う咳や鼻水については、事前に担当者にお伝えの上来所してください。

②同居のご家族に発熱や風邪症状が認められる場合や解熱後24時間以上経過していない場合は、来所をご遠慮ください。解熱後24時間以上経過した場合でも、医師の判断により来所をお断りする場合がありますので、判断に迷われる場合は、センター診療所に来所される前に電話で相談してください。

③発疹が出た時、眼の症状(眼脂、充血等)、下痢、嘔吐、痛みがある時などは、熱がなくても重篤な病気という可能性もありますので、お早めに受診してください。

④入退院等されたときには、担当職員や担当ソーシャルワーカーにご連絡ください。

2、来所について

・来所時にはマスク着用の上、予約時間に合わせてできるだけ少人数で来所していただきますようお願いいたします。お子さんに関してはできる範囲でのマスクの着用をお願いいたします。また、終了後は速やかにご帰宅するようお願いいたします。

・来所時の手順 ①アルコールでの手指消毒⇒②検温⇒③健康チェック表の記載

※アルコールアレルギーの方は職員に声をお掛けください。

※診察、訓練、評価、通園終了後にも、手洗いもしくは手指消毒のご協力をお願いいたします。

3、感染症を発症した場合

- ・新型コロナウイルスの疑いや濃厚接触者に該当した際には、必ず当センターにご連絡ください。
- ・新型コロナウイルスと診断された場合にもご連絡いただき、来所再開には、定められた期間自宅待機すること及び症状が消失することが必要となります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により、お子様の所属園が休園となった場合や、保護者様が職場において濃厚接触による健康観察期間となった場合は、来所をご遠慮ください。
ただし、所属園等が一部閉園となった場合でも、お子さんが濃厚接触者に該当せず、お子さんのクラスが対象となっていない場合等は、来所を可能といたします。
- ・感染力の強い疾患は、集団感染のリスクが高くなります。また、お子さんによっては、合併症を併発して重症化することがあります。以下の点について、ご配慮をお願いいたします。

一定期間お休みが必要な感染症（学校保健安全法に基づき出席停止が必要な感染症）

- ① 感染症疾患が発症した場合は、主治医から「登園許可証明書」をもらい来所を再開してください。書式については、「登園許可証」「来所許可証（新型コロナウイルス）」もしくは幼稚園・保育園・学校に提出する書類のコピーでも構いません。
- ② ご家族が感染症に罹患した場合も、集団感染予防の観点から来所をご遠慮ください。
- ③ お子さんが通われている幼稚園・保育園・学校などにおいて感染症による休園、学級閉鎖等となった場合は、感染症拡大防止のために来所をご遠慮ください。

（別紙 資料1 参照）

集団生活では配慮が必要な感染症（登園許可証明書を必要としない感染症）

- ① かかりつけ医に相談の上、感染症疾患の登園の目安を参考にしながら、担当または看護師までご相談ください。体調によっては、訓練や通園がお子さんの負担になってしまう場合もありますので、事前連絡をお願いいたします。
- ② ご家族が感染症に罹患した場合は、かかりつけ医に当センターへの来所について相談して頂けますようよろしくお願いいたします。

（別紙 資料2 参照）

※ お子さんの体調や感染症に関して気になる点がありましたら、事前に電話でご相談ください。

電話番号(044-754-4559)